

長久手市農地マッチング支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、農地（市街化区域内農地を除く。）の貸借に係る情報の収集と提供により農地の有効利用、担い手の営農規模の拡大及び新規就農の促進を図り、遊休農地及び耕作放棄地の発生防止及び解消に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 開示情報 土地所有者が貸付けを希望する農地の所在地、面積、登記地目、希望賃借料、耕作していた作物、現況、写真等の情報で、個人が特定されないもの
- (2) 個人情報 住所、氏名、連絡先等の情報で、個人が特定されるもの
(農地マッチング支援事業への登録)

第3条 農地マッチング支援事業へ登録を希望する者は、貸付希望申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、農地の登録を行うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、農地の登録を行わない。

- (1) 申請が農地の所有者以外の者から行われたとき。
- (2) 申請の対象農地にその土地を利用する権限を有する第三者又は他の共有者がいる場合は、その者の同意がないとき。
- (3) 申請者が、申請に係る土地を所有者の相続人として管理する者の場合は、他の相続人からの同意がないとき。

3 市長は、農地マッチング支援事業に登録したときは、農地の登録がされた申請者（以下「登録者」という。）に対し登録通知書（様式第2号）により通知する。

(登録農地の取消し)

第4条 登録者は、登録農地の情報を取り消したいときは、登録抹消届（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(登録農地の抹消)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、登録農地の情報を抹消し、登録抹消通知書（様式第4号）により、登録者に通知するものとする。

- (1) 登録者から前条の届出があったとき。
- (2) 当該農地に係る所有権その他権利の異動があったとき。
- (3) 申請内容を偽って登録していたことが判明したとき。
- (4) 登録申請があった翌年の1月1日から起算して5年が経過したとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、登録を抹消する必要があると市長が認めるとき。

(情報の提供)

第6条 市長は、登録農地の情報（個人情報を除く。）を建設部みどりの推進課で

公開するものとする。

(借受希望者の資格)

第7条 登録農地の借受けを希望する者（以下「借受希望者」という。）は、耕作する農地を適正に管理することができ、かつ、地域と協調した農業経営及び地域活動ができる者であって、次の各号のいずれかの要件を満たすものでなければならない。

- (1) 農地法（昭和27年法律第229号）第3条の規定により許可することができる者のうち規模拡大を目指す者
- (2) 農地法第2条第3項に規定する農地所有適格法人
- (3) 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第13条第1項に規定する認定農業者
- (4) 農業経営基盤強化促進法第14条の5第1項に規定する認定就農者
- (5) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する高等学校、大学、専修学校等において、農業に関する正規の課程を修めて卒業した者又は卒業する見込みがある者
- (6) 愛知県が愛知県農業大学校において実施する就農する者を育成する研修を修了した者又は修了する見込みがある者
- (7) 長久手農楽校の基礎コース又は向上コースを2年以上受講した者
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認めた者

(利用申請等)

第8条 借受希望者は、借受希望申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請があった場合は、借受希望者の個人情報、希望条件等を、借受希望者情報についての通知書（様式第6号）により、登録者に通知するものとする。
- 3 登録者は、前項の通知を受けた後、速やかに借受希望者と貸借に関する協議を行うものとする。
- 4 登録者は、前項の規定にかかわらず、借受希望者との協議を行わないこととしたときは、速やかにその旨を市長に連絡しなければならない。

(当事者間による契約)

第9条 登録農地の貸借の条件に関する協議及び契約の締結は、登録者及び借受希望者間（以下「当事者間」という。）で行うものとする。

- 2 農地の貸借の条件に関する協議及び契約に関する一切の疑義、紛争等については、当事者間で解決するものとし、市長は、これらに一切関与しないものとする。

(契約その他の手続)

第10条 貸借が成立した場合は、登録者及び借受希望者は、速やかに農地の貸借に必要な法的手続を行わなければならない。

(農地の維持管理)

第11条 登録農地に関する貸借の契約が成立するまでの間、当該農地の維持管理は、登録者が行うものとする。

(農地転用の制限)

第12条 農地マッチング支援事業を利用して農地を借り受けた者は、当該農地を農地以外に転用してはならない。

(個人情報の取扱い)

第13条 登録者及び借受希望者は、農地マッチング支援事業における個人情報の取扱いについては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 個人情報を他に漏らし、又は自己の利益若しくは不当な目的のために取得し、利用しないこと。
- (2) 個人情報を毀損又は逸失することがないように適切に管理すること。
- (3) 保有する必要がなくなった個人情報は、適切に破棄すること。

(農業委員会による協力)

第14条 農業委員会は、農地利用の最適化を推進するため、農地マッチング支援事業の実施に協力するものとする。

(雑則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。